

令和 7 年 10 月以降に公告、指名通知する建設工事等に係る保証証書（契約保証証書、前払金保証証書及び中間前払金保証証書）の提出について、書面による提出に加えて、電子保証による対応も可能とします。

なお、保証の電子化については、当面の間、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社など）によるもののみとし、金融機関や損害保険会社等の保証は従来通り書面による提出とします。